## 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

ふじみ野市上下水道課より大切なお知らせ

2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 よ り指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 は5 年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、

「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2019年9月30日~2020年9月29日(1年)
H11.4.1~H15.3.31	2019年9月30日~2021年9月29日(2年)
H15.4.1~H19.3.31	2019年9月30日~2022年9月29日(3年)
H19.4.1~H25.3.31	2019年9月30日~2023年9月29日(4年)
H25.4.1~R1.9.30	2019年9月30日~2024年9月29日(5年)

- ●更新申請に必要な書類
- ※指定更新の要件は新規指定と同様です。
- · <u>指定給水装置工事事業者指定申請書</u>
- 誓約書
- 機械器具調書
- ·<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人)又は<u>住民票</u>(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(<u>免状の写し</u>又は<u>技術</u>者証等)
- ●指定更新手数料
- -1件につき10,000円(非課税)
- ●指定更新の要件は<u>水道法第25条の3(指定の基準)</u>を 準用し、下記の確認を行います。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- ・更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ハガキまたは封書にて通知をします(5月下旬頃発送予定)。
- ・なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。届出されている名称や住所が変更されている場合は、事前に変更の手続きをお願い致します。

◇更新申請についてのお問い合せは ふじみ野市上下水道課 TEL:049-220-2078